

## J R成田駅西口市有地活用推進事業に係る 提案事業者公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、J R成田駅西口市有地を利活用する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

### (選定審査委員会)

第2条 プロポーザルによる事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事業者を選定するための選定方針の決定
- (2) 事業提案内容等の評価・審査及び事業者の選定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、副市長（企画政策部の事務を所掌する）、企画政策部長、土木部長、都市部長、外部有識者2名の合計6名をもって構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は企画政策部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (事業提案書提出者の参加資格等)

第3条 事業提案書提出者（以下「提出者」という。）は、「J R成田駅西口市有地活用推進事業提案事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加表明書類を提出しなければならない。

### (審査方法及び評価基準)

第4条 委員会が事業者を選定するための審査方法及び評価基準は、第2条第1項第1号で決定した選定方針によるものとする。

2 委員会の事務局は、参加表明書等が提出されたときは参加資格を審査し、一次審査を行う。また、委員会は、二次審査を行う。

- (1) 一次審査は書類審査とし、提出された書類について、委員会の事務局が募集

要項に記載する参加資格の要件を満たしているか審査する。

- (2) 二次審査は、事業提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションにおける各提出者の持ち時間は、30分以内とし、概ね20分程度の事業提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。委員会は、事業提案内容等について、評価基準に基づき評価を行い、順位を決定する。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、二次審査の評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定し、次順位の者を次点交渉権者とする。

- 2 審査の結果において評価得点が総評価得点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として、委員会の協議により、優先交渉権者を選定する。
- 3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、その事業提案書は無効とする。

- (1) 募集要項に記載する提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出された場合。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が理由なく記載されていない場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 事業提案書提出者が、この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (7) その他、事業者選定の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

(事業者の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は事業者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(事業提案書の取り扱い)

第8条 提出された事業提案書の取り扱いは、募集要項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市企画政策部企画政策課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、J R成田駅西口市有地活用に係る市有財産貸付契約の締結日をもってその効力を失う。